

7 高 2 3 8 6 号
令和 8 年 3 月 24 日

介護保険サービス事業者 様

長野市長 荻原 健司
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)
(保健福祉部地域包括ケア推進課担当)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。
令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者については、厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号) に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和 8 年度分)」 (令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 厚生労働省老健局長通知) に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

下記リンクより、様式をダウンロードし、作成してください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005887.html>

- ① 「介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 (令和 8 年度)」 (別紙様式 2-1)
 - ② 「処遇改善加算 個票」 (別紙様式 2-2 個票 4、5 月分)
 - ③ 「処遇改善加算 個票」 (別紙様式 2-3 個票 6 月以降)
- ※①～③は一体様式です
- ④ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 (以下、「届出書」という)
(サービス種類に応じ、別紙 2、別紙 3-2、別紙 50 のいずれか)

2 提出期限

令和 8 年度に処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、下記の期日までに計画書及び届出書を併せて提出してください。

	計画書提出期限	届出書提出期限
● 従前サービスのみを運営している法人	令和 8 年 4 月 15 日 (水)	令和 8 年 4 月 15 日 (水)
● 従前サービスと新規サービスを併せて運営している法人		
● 新規サービスのみを運営している法人	令和 8 年 6 月 15 日 (月)	令和 8 年 6 月 15 日 (月)

※従前サービス：従前から処遇改善加算が設定されているサービス

(以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス ((介護予防) 福祉用具貸与、特定 (介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導) を除く)

※新規サービス：新たに処遇改善加算が設けられたサービス

（(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援をいう。）

○令和8年4月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和8年4月に加算区分が変更になる事業所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和8年4月15日（水）です。

○計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。届出書は、下記早見表の「届出書の提出必要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

早見表

処遇改善加算を算定する期間及び算定する処遇改善加算の区分			届出書の提出必要有無	
～3月	4～5月	6月～	4月	6月
I	I	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
II	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
III	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
	III	×	×	
IV	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	○	×	

	IV	IV	×	×
--	----	----	---	---

3 提出方法

「電子申請・届出システム」または紙媒体（窓口、郵送）による提出をお願いいたします。

※ 電子メール、ながの電子申請サービスは提出不可

○「電子申請・届出システム」による提出の場合

以下リンクにアクセスし、GビズID等を入力してください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ 詳細は別紙「電子申請・届出システムによる届出の仕方」を参照

○紙媒体の場合

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第二庁舎1階

高齢者活躍支援課介護施設担当

地域包括ケア推進課企画・管理担当（居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の場合）

**※居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を有する介護サービス事業者等について、
処遇改善計画書を法人単位で一括して作成する場合は、居宅介護支援事業所、
介護予防支援事業所の所管課である地域包括ケア推進課企画管理担当
（長野市役所 第二庁舎1階）と、高齢者活躍支援課介護施設担当に上記1を
各1部ずつ提出してください。**

4 留意事項

計画書に記載する事業所・施設を指定する指定権者（長野県、市町村・広域連合）に対して提出してください。複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合又は法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へそれぞれ提出することとなります。

5 その他

令和8年度介護職員等処遇改善加算についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

（問い合わせ先）

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

地域包括ケア推進課企画・管理担当

TEL：026-224-7935 FAX：026-224-8574

「電子申請・届出システム」による届出の仕方

1.届出の流れ

①下記リンクをクリック → 「G ビズ ID でログインする」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



②G ビズ ID、パスワードを入力する

G Biz ID

ログイン / Login

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

パスワード / Password

ログイン / Login

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)

[アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.](#)

[アカウントID \(メールアドレス\) を忘れた方・SMSの受信ができない方はこちら
Forgot account ID? / Can't receive SMS?](#)

③申請届出メニューの、「加算に関する届出」をクリック

電子申請・届出システム

お問合せ先 ヘルプ ユーザ情報 ご利用条件 専用窓口 ログアウト

メニュー

介護分野の行政手続に関する高素化・利便性向上に係る要望専用窓口は右上専用窓口より利用ください。

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. 申請届出状況確認

申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. 新規指定申請

新規指定申請を行う機能

2. 変更届出

1. 介護保険事業の変更届出

介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能

2. 法人情報に係る一括変更届出

複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能

3月27日（金）18:00から新規機能拡充の作業を行います（機能拡充内容は後日事務連絡を发出する予定です）。この作業の関係で、一括変更届出の一時保存中のデータに添付されています添付情報につきましてはリリース後、再度登録が必要となります。

一時保存をされている添付情報がある場合は、3月27日（金）18:00より前に、実際の申請・届出を完了させるか、

もしくは一時保存している添付データの内容を控えておくようお願いいたします。

なお、リリース後の添付書類の付け直しにつきましてはご対応いたしませんのでご了承ください。

3. 更新申請

更新申請を行う機能

4. その他

1. 再届届出

2. 廃止・休止届出

3. 指定時退届出

4. 指定を不要とする旨の届出 ※

5. 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※

6. 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※

7. 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※

8. 介護予防支援委託の届出 ※

9. 指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請 ※

※4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

5. 加算に関する届出

加算に関する届出を行う機能

6. 他法制度に基づく申請届出

介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

- ④ 1. サービス分類選択は該当サービスを選択
2. 都道府県選択で「長野県」を選択
3. 届出先選択で「長野市」を選択
4. 「次へ」

※ 1. サービス分類選択について、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、任意のサービスを選択してください。

電子申請・届出システム

お問合せ先 ヘルプ ユーザー情報 ご利用条件 費用窓口 ログアウト

メニュー > 加算に関する届出

届出先選択 > 届出者情報入力 > 添付書類アップロード > 確認

加算に関する届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

居宅施設 地域密着型 基準該当 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県 **長野県**

3. 届出先選択

届出先 **長野市**

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる届出サービスの種類が変更となるため、ご承知おさください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に届出先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存 **次へ** メニューへ

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

⑤法人、事業所の情報を入力していき、「次へ」

※複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、任意の事業所の情報を入力してください。

電子申請・届出システム

◎ 反社会勢力 ◎ ヘルプ ◎ ユーザー検索 ◎ ご利用案内 ◎ 専用窓口 ◎ ログアウト

メニュー > 加算に関する届出

届出先選択 > 届出者情報入力 > 添付書類アップロード > 確認

加算に関する届出 居宅施設

「※」は必須項目です。

届出者	フリガナ※	<input type="text"/>	
	名称※	<input type="text"/>	
主たる事務所の所在地※	郵便番号	<input type="text"/> 住所自動入力	
	都道府県 (選択して下さい)	市区町村 (選択して下さい)	町域 <input type="text"/>
	番地以下	<input type="text"/>	
	建物名称	<input type="text"/>	
連絡先※	電話番号	<input type="text"/> (内線) <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>
	Email	<input type="text"/>	
代表者の職名※	<input type="text"/>		
代表者のフリガナ※	セイ： <input type="text"/>	メイ： <input type="text"/>	
代表者の氏名※	姓： <input type="text"/>	名： <input type="text"/>	
代表者の生年月日※	西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
代表者の住所※	郵便番号	<input type="text"/> 住所自動入力	
	都道府県 (選択して下さい)	市区町村 (選択して下さい)	町域 <input type="text"/>
	番地以下	<input type="text"/>	
	建物名称	<input type="text"/>	

事業所	フリガナ※	<input type="text"/>	
	名称※	<input type="text"/>	
所在地※	郵便番号	<input type="text"/> 住所自動入力	
	都道府県 (選択して下さい)	市区町村 (選択して下さい)	町域 <input type="text"/>
	番地以下	<input type="text"/>	
	建物名称	<input type="text"/>	
連絡先※	電話番号	<input type="text"/> (内線) <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>
	Email	<input type="text"/>	
管理者	フリガナ※	セイ： <input type="text"/>	メイ： <input type="text"/>
	氏名※	姓： <input type="text"/>	名： <input type="text"/>
住所※	郵便番号	<input type="text"/> 住所自動入力	
	都道府県 (選択して下さい)	市区町村 (選択して下さい)	町域 <input type="text"/>
	番地以下	<input type="text"/>	
	建物名称	<input type="text"/>	
連絡先※	電話番号	<input type="text"/> (内線) <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>
	Email	<input type="text"/>	
介護保険事業所番号	<input type="text"/>		

一時保存

次へ

戻る

⑥「処遇改善計画書」及び「届出書」のデータを添付する → 「次へ」

※ エクセルデータの提出で構いません。(PDF 化の必要なし)

電子申請・届出システム

メニュー > 加算に関する届出

届出先選択 > 届出者情報入力 > 添付書類アップロード > 確認

加算に関する届出 居宅施設 添付書類アップロード

・ 加算に関する届出書類アップロード
加算に関する届出関連書類は、以下にアップロードしてください。

告知名称	アップロードファイル	アップロード日時	コメント	削除
記入例 特定事業加算（1）～（W）に係る届出書（訪問介護事業所）	特定事業加算（1）～（W）に係る届出書（訪問介護事業所）.pdf		特定事業所加算（1）の届出書を提出いたします。	
1	<input type="text"/> ファイルを選択 選択されていません		<input type="text"/>	削除
2	<input type="text"/> ファイルを選択 選択されていません		<input type="text"/>	削除

一時保存 **次へ** 戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

2. その他

電子申請・届出システムの操作方法、G ビズ ID の取得については、以下のリンクよりご確認ください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005871.html>

令和8年度 社会福祉施設職員等海外研修・調査
実施要綱

1 目的

社会福祉施設等で働く職員等に対し諸外国における福祉の最新情報や知識について学ぶ機会を提供し、わが国の福祉サービス向上や地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

2 主催 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

[公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業]

3 実施班及び内容

(1) 高齢者班

ア 研修・調査国 フィンランド

イ 研修・調査の内容

フィンランドの福祉事情聴取、高齢者福祉関係施設の利用者の支援状況及び高齢者のための支援技術等

(2) 障害者班

ア 研修・調査国 スウェーデン

イ 研修・調査の内容

スウェーデンの福祉事情聴取、障害児・者福祉関係施設の利用者の支援状況及び障害児・者のための支援技術等

4 実施期日

(1) 高齢者班

1日目 フィンランドの福祉事情セミナー (LIVE)

2026年 9月24日(木) 16時～18時

2日目 フィンランドの高齢者関係施設見学・質疑応答等 (LIVE)

2026年 9月29日(火) 16時～18時30分

2026年 9月30日(水) 16時～18時30分

※ 2日目の施設見学については、2グループに分けて実施する予定であること。日程については、受講者決定時に通知するものとする。

(2) 障害者班

1日目 スウェーデンの福祉事情セミナー (LIVE)

2026年10月 8日(木) 16時～18時

2日目 スウェーデンの障害者関係施設見学・質疑応答等 (LIVE)

2026年10月15日(木) 16時～18時30分

2026年10月16日(金) 16時～18時30分

※ 2日目の施設見学については、2グループに分けて実施する予定であること。日程については、受講者決定時に通知するものとする。

5 開催方式 オンラインでの実施 (Zoom)

6 受講者の条件

次の(1)～(4)の全てを満たす者とする。

(1) 次のア・イに掲げる社会福祉法人等が経営する施設・事業所等に勤務する介護職員、生活支援員、保育士、看護師等である者

ア 高齢者班

介護保険指定施設・事業所等

イ 障害者班

自立支援給付指定施設・事業所等

- (2) (1) の施設・事業所等における介護・支援業務の経験が通算して 3 年以上で、かつ、本研修受講後も引き続き当該施設・事業所等に勤務する意志を有する者
- (3) 応募動機や学びたい理由が明確で、所属長からの推薦がある者
- (4) Zoom ミーティングを利用したオンライン研修が受けられる者

7 受講定員 各班 100 名

8 研修の応募について

都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦が必要である。「受講申込書」により、各自治体経由で応募すること。

9 受講者の選考

受講希望者が定員を超えた場合は、受講者の条件を満たす者のうち、次の選考基準により受講者を選考する。

【選考基準】

- (1) 都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦者のうち各 1 名
(ただし、推薦のあった都道府県・政令指定都市・中核市等の優先順位 1 位の推薦者の合計が定員を超える場合は、(3) 以降の基準で選考する)
- (2) 都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦者のうち優先順位 2 位の者
(優先順位 2 位の推薦者の合計が定員を超える場合は、(3) 以降の基準で選考する。
以下、優先順位 3 位以下の者の場合も同様に選考する)
- (3) 本研修に参加履歴のない施設・事業所等に勤務する者
- (4) 直近 5 年間に於いて本研修への参加がない者
- (5) 介護・支援業務の経験年数の長い者

10 受講費用 3,000 円

11 レポートの提出

受講者は研修終了後、当センターが指定する期日までに所定のレポートを提出するものとする。なお、提出されたレポートは報告書としてまとめ、関係機関等に配付する。

12 その他

- ・ 受講者は、研修の成果について、所属施設並びに地域等において幅広く伝えるように努め、福祉サービス及び地域福祉活動の向上に寄与するものとする。
- ・ 原則、研修の全日程を受講すること。
- ・ 提出された書類は一切返却しないものとする。
- ・ オンライン研修を受講できる環境整備（受講場所やパソコンの用意、通信環境の整備）は受講者本人または受講者の所属する事業所等で準備するものとする。
- ・ 研修の内容を録画し、アーカイブ動画を復習用として配信予定であること。なお、研修実施に関する目的で行うものであり、本目的以外で使用しないものとする。

オンライン研修受講にあたっての注意事項

1. 受講者に必要な利用設備環境

オンライン研修受講にあたっては、下記の環境の用意が必要です。

●使用機材等

① 機材: **パソコン**

カメラ機能・マイク機能・通信機能があるもの

(映像/音声[※]が明瞭に送受信できるもの)

※ タブレット及びスマートフォンでのご参加は推奨いたしません。

やむを得ず使用する場合はグループワークを実施するため大きい画面のものを推奨します。
システム要件は Zoom のホームページをご確認ください。(URL:Zoom.com/)

② アプリケーション: **Zoom** ミーティング/ Zoom ウェビナー

事前にアプリケーションをダウンロードの上、接続確認を行ってください。

※ Zoom のホームページで事前接続確認ができます。

2. 注意事項

- ① 周囲の音を拾わないようできるだけ静かな環境でご参加ください。
- ② インターネット回線の通信費については、ご参加者様の負担となります。
- ③ ご自身のパソコン等機器やインターネット回線の不具合等により、ご参加いただけなかった場合は、責任を負いかねます。事前に受講環境をご確認の上、ご参加ください。
- ④ 研修内容の撮影・録画・録音・画面のスクリーンショット、および研修資料の二次利用は固くお断りいたします。
- ⑤ 研修の内容を当センターで録画をさせていただく予定です。録画内容は、研修実施に関する目的以外での利用はいたしません。あらかじめご了承ください。

2026年度 民間社会福祉施設職員等オンライン海外研修・調査 『世界一幸せな国』フィンランドの高齢者福祉とはー

研修のテーマ・企画ポイント

フィンランド在住歴32年、高齢者福祉と教育の現場で長年視察プログラムや交流アシスタントを担当してきたコーディネーター、ヒルトゥネン久美子さんが講師を務めます。画像や動画を用いたレクチャーや福祉施設の現場で働くスタッフのインタビューを通して、「世界幸福度ランキング」8年連続1位を誇る北欧の小国、**フィンランドの高齢者福祉の現状と課題を詳しく解説**します。

- 1 久美子さんの人生観を変えた重度認知症高齢者施設「ヴィッラ・タピオラ」。最期まで自分らしく生きる施設での取り組みをご紹介します。
My介護士制度、自己決定権、日頃のアクティビティ
- 2 昨年、大手企業の傘下に入った「ヴィッラ・タピオラ」。その変化の中で、何が新しくなり、何が変わらずに守られているのかー現場スタッフの声を通して、現在地を探ります。
- 3 入居者の日常を垣間見る写真、ビデオを多数ご用意。(個人情報に厳しい北欧諸国において、入居者が写る資料は大変貴重です。)
- 4 ライブ中継なので双方向のコミュニケーションが可能！コーディネーターや現場スタッフとリアルタイムで交流できます。

コーディネーター兼通訳

ヒルトゥネン久美子氏

オンライン研修の
経験も豊富！



フィンランド在住歴32年。全日空、フィンランド航空客室乗務員を経てフィンランドに移住。
2003年にKH Japan Management Oy(KHジャパンマネジメント株式会社)を設立、代表を務める。

教育、保育、福祉分野を専門とし、通訳、視察・プロジェクトのコーディネート業務を担当。

担当件数は年間約30件、これまで7,000人に及ぶ日本の方々にフィンランドを紹介してきた。本物のフィンランドを日本に紹介し、日本の未来構築に貢献することをミッションとしている。

【見学施設】

Attendo Villa Tapiora
〈アattendウ ヴィッラ タピオラ〉

高齢者が最期まで自分らしく生きることができる重度認知症高齢者施設。そのサービスの質は高く評価されており、2021年には国連の高齢者人権調査団が視察に訪れた。首都ヘルシンキに隣接するエスポー市にある。2025年3月、北欧諸国で大々的に福祉事業を展開するAttendo社の傘下に入った。



1日目：講義

日時：2026年9月24日(木)
日本時間 16:00～18:00

- フィンランド高齢者福祉の概要
北欧の小国が高福祉国家となり得た背景には貧しい国の歴史と自然環境が大きく影響しています。文化的背景をふまえ、解説します。
- 福祉サービスについて
- 2日目の高齢者施設の概要説明
- 質疑応答

2日目：高齢者施設見学

日時：2026年9月29日(火)／9月30日(水)
日本時間 16:00～18:30

- ※2グループに分けて実施する予定です。
日程については決定通知でご確認ください。
- ※最後の30分は受講者同士の交流の時間とします。

- 「ヴィッラ・タピオラ」で実践している取り組み
事前に録画したビデオをご覧いただきます。
現場から学ぶ成功例、「本当に必要なサービスとは？」
My介護士制度、自己決定権、入居者の日々の様子などをご説明します。
- 大手企業の傘下に入った「ヴィッラ・タピオラ」の“現在地”とは？
- 質疑応答

オンライン会議システム「Zoom」を使用します



【SAMPLE】※ 受講希望者には、社会福祉振興・試験センターのHPに掲載の「受講申込書」をダウンロードいただき、ご入力の上、Excel様式（PDF等不可）でご提出いただきます。

令和8年度 社会福祉施設職員等海外研修・調査
【高齢者班】 受講申込書

「※」以外は、すべて必要な項目です。入力漏れがないことをお確かめください。

1. 受講希望者		入力日 (西暦)	年	月	日
ふりがな 氏名	(姓)	(名)	年齢 (4/1現在)		
職種	(例：介護職員、生活支援員)	※ 役職名	(例：管理者、課長、主任)		
介護・支援 業務経験年数 (4/1現在)	年	か月	現在の施設での経験年数 (4/1現在)	年	か月
※ 保有する資格 (該当する資格に「○」)	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士		
	介護支援専門員				
応募に関する 設問 (申込者本人がご 入力ください)	(1) 応募動機や研修で学びたいことを具体的にご入力ください。				
	(2) この研修をどのようにして知りましたか。				

2. 受講希望者の所属施設・事業所等

ふりがな 法人名 (法人格も入力して ください。)	記入例：しゃかいふくしほうじん〇〇かい	
ふりがな	記入例：社会福祉法人〇〇会	
施設・事業所の種類及び 施設・事業所名	記入例：とくべつようごろうじんほーむ〇〇えん	
郵便番号	〒	
ふりがな		
所在地		
施設・事業所 担当者連絡先	ふりがな	電話番号
	氏名	メールアドレス
上記1の受講希望者の受講申込を了承します。 所属長氏名：		所属長役職：
(注)この申込書に記載の個人情報は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う事業目的達成のために使用するものであり、法令に定める場合を除き、他の目的への利用及び第三者に提供することはありません。		

(試験センター入力欄)				優先順位			
推薦団体		推薦団体印		確認欄		受講者印	



参加費無料

介護職員等処遇改善加算について

「事業所向けセミナー」開催

介護職員等処遇改善加算について

正しく理解し**加算取得**しましょう!!



令和8年6月から処遇改善加算の拡充により対象サービス
が新設されます。ぜひこの機会に加算取得しましょう！
制度のことや取得方法から運用まで分かりやすく解説します。

開催時間 : 13:30~15:30 ※1事業所2名様までお申しいただけます
申込期間 : 各会場 開催日の1週間前まで
※詳細は後日お知らせいたします

長野会場	6月24日(水)	長野市生涯学習センター 4階大学習室1 (長野市大字鶴賀問御所町1271-3)
飯田会場	7月9日(木)	飯田市エス・バード E201会議室 (飯田市座光寺3349-1)

支援対象
となる
事業所

- 長野県内に所在する介護保険サービス事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者(法人)事務所
※令和7年度まで処遇改善加算の対象外となっていた介護保険サービスの事業所も支援対象となります。
【新規対象サービス】(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援・介護予防支援
- 長野県内(長野市、松本市を除く)に所在する障害福祉サービス等事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者(法人)事務所
※令和7年度まで処遇改善加算の対象外となっていた障害福祉サービス等の事業所も支援対象となります。
【新規対象サービス】計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)

※お申し込みは「QRコード」から、お願いいたします。

【お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906





026-232-0906 介護労働安定センター長野支部 行

長野県委託事業「令和8年度 介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務」
(受託実施：公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部)

事業所向けセミナー申込書

申込日：令和 年 月 日

法人名			
事業所名			
加算届出区分	I ・ II ・ III ・ IV ・ 未取得 ・ 取得済 <small>(新規対象サービス)</small> ※○で囲んでください。		
所在地等	〒 -		
	Tel:		Fax:
	E-mail:		
ふりがな参加者名			
分野	介護サービス事業所 ・ 障害福祉サービス事業所 ※あてはまる方を○で囲んでください。		
サービス区分	※サービスの種類をご記入ください。		
希望会場	どちらかを○で囲んでください 6/24(水) 長野 ・ 7/9(木) 飯田		
個別無料相談について	どちらかを○で囲んでください 希望する ・ 希望しない		
	希望日程	第1希望	月 日 (: ~ :)
		第2希望	月 日 (: ~ :)
		第3希望	月 日 (: ~ :)
※ご希望の箇所を○で囲んでください。	相談方法	対面	オンライン
		1. 相談者の事業所 2. 介護労働安定センター長野支部事務所	1. Zoom 2. Cisco Webex

※「処遇改善加算セミナー申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、長野県への情報提供、当センター職員による日程調整、内容確認、当センターの各事業のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906

介護職員等処遇改善加算について

無料個別相談のご案内

令和8年6月から処遇改善加算が拡充されます！

計画書や
実績報告書
について

キャリアパス表
の作成や見直し
について

規定見直しや
昇給の仕組み
について

生産性向上
のための
取組について

令和8年度
特例要件
について

- 細かいところが心配…
- 正しく運用できてるのかな…
- 見直さなきゃいけないな…
- 上位加算を取りたいけど…



- 不安だったことが解消した！
- これでよかったんだ！
- 見直すところが分かった！
- さっそく取り組もう！

介護職員等処遇改善加算を理解して 適正に運用しましょう!!

〈 専門家が訪問し事業所ごとにあわせた支援を行います 〉

訪問の他にWEB・電話・メールでの支援も可能

支援対象
となる
事業所

- 長野県内に所在する介護保険サービス事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者（法人）事務所
※令和7年度まで処遇改善加算の対象外となっていた介護保険サービスの事業所も支援対象となります。
【新規対象サービス】介護予防 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、居宅介護支援・介護予防支援
- 長野県内（長野市、松本市を除く）に所在する障害福祉サービス等事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者（法人）事務所
※令和7年度まで処遇改善加算の対象外となっていた障害福祉サービス等の事業所も支援対象となります。
【新規対象サービス】計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）

- 相談をご希望の方は裏面の「無料相談申込書」に必要事項を記入の上、Faxにてお申込みください。または、ホームページからもお申しいただけます。

【お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906



ホームページ



026-232-0906 介護労働安定センター長野支部 行

長野県委託事業「令和8年度 介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務」
(受託実施：公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部)

無料相談申込書

申込日：令和 年 月 日

法人名			
事業所名			
現在の加算区分	※あてはまる区分を○で囲んでください。 I ・ II ・ III ・ IV ・ 未取得 ・ 取得済 (新規対象サービス)		
所在地等	〒 -		
	Tel:		Fax:
	E-mail:		
ご担当者			役職
分野	介護サービス事業所 ・ 障害福祉サービス事業所		※あてはまる方を○で囲んでください。
サービス区分	※サービスの種類をご記入ください。		
処遇改善加算の取得／上位加算取得にあたり、支援をご希望の内容について教えてください。	<p>■ 該当するものに○をご記入下さい。(複数選択可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 制度の概要について 2. キャリアパス要件 I・II・IIIについて 3. 取得した加算の配分方法について 4. 生産性向上のための業務改善について 5. 令和8年度特例要件について 6. 計画書・報告書の作成について 7. その他(就業規則・賃金規定等の見直し など) 		
希望相談日 (※調整の上、後日ご連絡を差し上げます)	第1希望	月 日() (: ~ :)	※支援の時間は基本的に90分です。
	第2希望	月 日() (: ~ :)	
	第3希望	月 日() (: ~ :)	
相談方法 ※ご希望の方法を○で囲んでください。	対面		電話 ・ メール
	1. 相談者の事業所 2. 介護労働安定センター長野支部事務所	1. Zoom 2. Cisco Webex	当センターを介して専門家へお繋ぎします

※「無料相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、長野県への情報提供、当センター職員による日程調整、内容確認、当センターの各事業のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

[お問い合わせ先]



公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部


〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906



長野市内居宅介護支援事業所連絡会 研修会 参加申込書

開催日:令和8年7月7日(火) 申込期限:7月1日

FAX または QR コードからお申し込みいただけます。

<p>【方法①:FAX での送信先】</p> <p>長野市内居宅介護支援事業所連絡会事務局 行 (福祉相談センターりんごの郷 担当:西澤)</p> <p>FAX:026-217-7510(送信票不要)</p>	<p>【方法②:QR コード】</p> 
---	---

■ 申込者情報(事業所)

事業所名		
連絡先	TEL :	FAX :

■ 参加希望会場(いずれか1つにチェック)

選択	会場名 / 住所	定員
	ふれあい福祉センター 5階ホール(鶴賀緑町 1714-5)	50名
	コスモスタセコホール (小島田町 449)	50名

■ 参加者氏名(主任介護支援専門員は【 】に○を付けてください)

No.	氏名	No.	氏名
1	【 】	6	【 】
2	【 】	7	【 】
3	【 】	8	【 】
4	【 】	9	【 】
5	【 】	10	【 】